

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第二号

### 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（平成十四年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。  
第四条から第八条までの規定中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改める。  
第九条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。